提供資料の管理情報

提供日

2027.01.10

抄録・参照版作成日

2027.01.10

原資料の作成目的

委託精算に計上した作業と、施設側の検収・受払記録の対応を確認する。

保存経路・提供範囲

旧委託元が保管した精算控えと、施設側が別に保管した検収・受払控えの該当欄を採録。両保存主体から2027年1月10日に提示を受け、同日付で相互の番号を確認。所在地、業者固有名、情報提供者を特定する欄は除く。対象は2013年の民間委託契約であり、後年の共同調整事業とは別会計。

掲載元：啓承事業管理株式会社

提供資料

OM-F-13-1118-01

委託精算・施設検収記録の対応確認（保存抄録）

同一の施設検収参照が二つの精算項目に使われたことを、別々に保存された控えで示します。

原資料作成日	2013.11.18
原資料作成者	旧委託元　精算担当／精算承認：三枝 征一／検収控え発行：施設管理担当
文書番号	OM-F-13-1118-01

契約OM-13-04の精算控えでは、SET-13-112及びSET-13-118に各480,000円が計上され、いずれも検収参照RCV-13-47が記載されている。精算承認欄は三枝征一、承認日は2013-11-18である。

施設管理担当が保存したRCV-13-47の検収・受払控えには、2013-11-07の資料整理・受渡し一式480,000円の完了確認が一件記録されている。同じ控えに二件目の作業、追加数量又は追加検収を示す記載はない。対象の精算控え二件と、検収一件を下表で対応させた。

精算担当の確認欄には、同一検収参照の重複を保留項目として記録した旨がある。承認欄の付記は、二件を同じ精算期へ計上し、作業の内訳は別途整理する取扱いとしている。この確認票には、追加検収を受領したとの記載はない。

対象二件について、計上額合計960,000円に対し対応する検収額は480,000円である。同じ検収参照を付した二件目に追加検収がないため、480,000円の重複計上が記録上残る。計上根拠の確認対象として精算控えと施設側の検収控えを保存する。

精算と施設側検収の対応

精算項目	精算計上額	参照した検収	施設側の保存記録	精算承認
SET-13-112	480,000円	RCV-13-47	2013-11-07・一式480,000円	2013-11-18　三枝 征一
SET-13-118	480,000円	RCV-13-47	上と同じ検収一件。追加検収の記載なし	2013-11-18　三枝 征一
対象二件の合計	960,000円	RCV-13-47（一件）	対応検収額480,000円	重複分480,000円

金額は採録した二件の精算・検収の比較値であり、施設全体の被害総額又は支払済額を示すものではない。

現在の参照情報

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

- 精算項目を引き継いだ2016年の明細 ↗
- 2013年資料の複写と設立時保全の提供抄録 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：https://keisho.piveh.com/about-this-site/